

1. はじめに

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が施行されました。これを受け、横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。

今回、横浜市北部の広域交流拠点として、都筑区役所をはじめ多様な機能が集積した「都筑区タウンセンター周辺地区（以下、タウンセンター周辺地区とする）」を対象として、「横浜市都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想」を平成22年5月に策定しました。

都筑区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー新法の仕組み

（1）バリアフリー新法とは

バリアフリー新法は、高齢者や身体障害者のみならず知的・精神・発達障害など、全ての障害者、妊婦、けが人などの、建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的としています。

また、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

●公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

●重点整備地区のバリアフリー化の推進

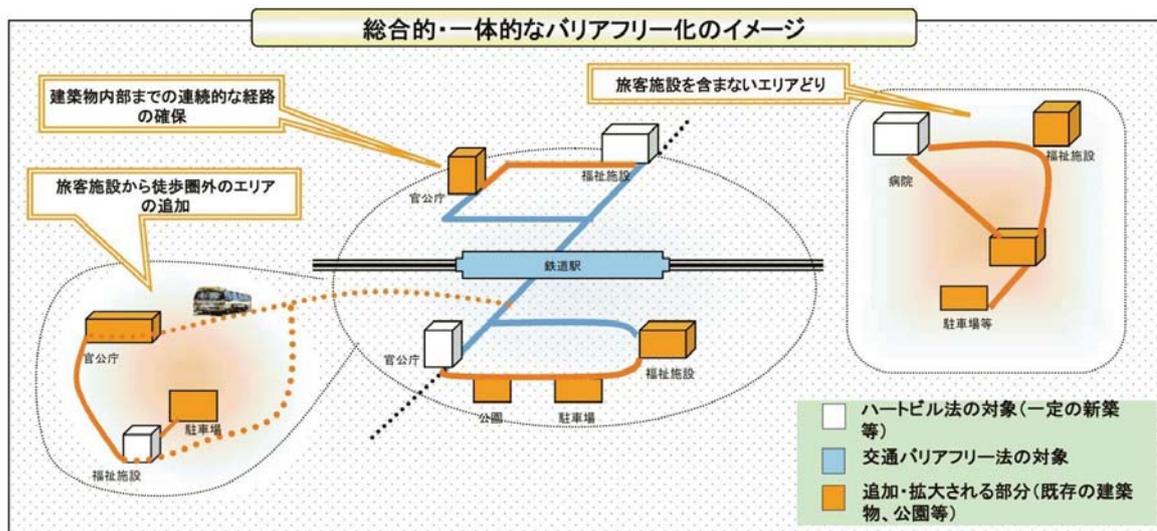
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

都筑区タウンセンター周辺地区では、「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される協議会（準備会）で検討を重ねて、バリアフリー基本構想が策定されました。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成26年度を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。



国土交通省配布資料より引用